

パンフレット訂正のお知らせ

2025年12月1日からリチウムイオン電池等が「電池類」として集積場所に出せるようになりました。
これにより下記の通りパンフレットに訂正がございます。

ページ	誤	正
表紙	<p>P10 燃えないごみ スプレー缶 乾電池</p>	<p>乾電池</p>
P2	<p>乾電池 P10</p>	<p>「乾電池」は「電池類」に 変更となりました。 このチラシの裏面を ご確認ください。</p>
P10	<p>乾電池</p> <p>【出し方】 乾電池だけをまとめて、透明または半透明の袋に入れて お出しください。</p> <p>【出せるものの例】 電池（使い切りのもの） アルカリ・マンガンなどの 一次電池</p> <p>【出せないものの例】 ボタン電池 形式記号CR2032、 PR10、 一社社団法人電池工業会が 設立している ボタン電池回収缶へ 小型充電式電池についてはP16へ</p>	
P6	<p>小型充電式電池（バッテリー）</p> <p>専用回収ボックス（P16）へ</p>	<p>小型充電式電池（バッテリー）</p> <p>電池類へ</p>
P16	<h3>小型充電式電池 (バッテリー)の出し方</h3> <p>小型充電式電池（バッテリー）は、メーカーや輸入販売業者に自主回収・ リサイクルが義務付けられており、集積場所に出すことはできません。 家電量販店等に設置した「小型充電式電池リサイクルボックス」（黄色い 缶）にお出しください。</p>	<h3>■小型充電式電池（バッテリー）の出し方</h3> <p>小型充電式電池（バッテリー）は、 2025年12月1日から「電池類」として 集積場所に出せるようになりましたが、 家電量販店等に設置した 「小型充電式電池リサイクルボックス」 (黄色い缶)にも引き続きお出しいただけます。</p>
P17	<p>センターリサイクル</p> <p>【回収対象】⑥乾電池</p>	<p>センターリサイクル</p> <p>【回収対象】⑥電池類</p>
P27	<p>分別品目</p> <p>ブ プラスチック資源 布 古布 乾 乾電池</p>	<p>分別品目</p> <p>ブ プラスチック資源 布 古布 電 電池類</p>
P28	<p>かみそり機（電気かみそり機） 電池は抜く（充電池は回収協力店へ（P16））</p> <p>可★</p>	<p>かみそり機（電気かみそり機） 電池は抜く（充電池は電池類へ）。</p> <p>可★</p>
P31	<p>問合せが多い分別品目</p> <p>乾電池（マンガン、アルカリ、リチウム一次 電池）</p> <p>電池（充電式、ボタン型） 販売店または回収協力店へ。P10・P16 参照。</p> <p>電話機・コードレス電話 バッテリーは回収協力店へ。</p> <p>可★</p>	<p>乾電池（マンガン、アルカリ、リチウム一次 電池）</p> <p>電池（充電式、ボタン型）</p> <p>電話機・コードレス電話 バッテリーは電池類へ。</p> <p>可★</p>
P32	<p>バッテリー（車等のバッテリー） P14 参照。モバイルバッテリーはP16 参照。</p> <p>×</p>	<p>バッテリー（車等のバッテリー） P14 参照。モバイルバッテリーは電池類へ。</p> <p>×</p>



電池類

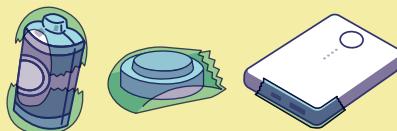
週2回 燃やすごみと同じ曜日

出し方

電池類だけをまとめて、透明または半透明の袋に入れてお出しください。



可能な限り電池を使い切って
テープ等で絶縁をしてください。



【出せるものの例】

乾電池



コイン電池



ボタン電池



小型充電式電池(バッテリー)



出せないものの例

膨張・破損したバッテリー



リチウムイオン電池などの
充電して繰り返し使用できるもの

- モバイルバッテリー、電動自転車のバッテリー
- 小型家電から取り外したバッテリーなど

各区の資源循環局事務所へ
お持ち込みください。

ポータブル電源



各区の資源循環局事務所へ
お持ち込みください。

自動車・オートバイ用バッテリー

▶ P14参照

バッテリーを取り外せない

小型家電製品

(手持ち扇風機、携帯ゲーム機など)

▶ P15参照

一番長い辺が

金属製品で30cm以上のもの

それ以外の製品で50cm以上のもの

粗大ごみ ▶ P11参照

詳しくは市ホームページをご確認ください▶

